国家公務員の諸手当の概要(1/2)

（令和8年11月現在）

手当名	内容・支給額
（生活補助給的手当）	
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 （支給額） 子　13，000円 子（16歳年度初め～22歳年度末）　加算　5，000円 父母等　6，500円　※ ※　行政職俸給表（一）8級職員等の場合、支給額は3，500円となり、行政職俸給表（一）9級以上職員等の場合、支給されない。
住居手当	借家・借間に居住する職員及び単身赴任手当受給者であって配偶者等が借家・借間に居住する職員に支給 （支給額） 借家・借間居住職員（月額16，000円を超える家賃を支払っている職員） 最高　28，000円 配偶者等が借家・借間に居住する単身赴任手当受給職員 最高　14，000円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用又は自動車等を使用することを常例とする職員に支給（片道2km以上） （支給額） 交通機関等の利用者 6箇月定期券等の価額により支給 自動車等の交通用具使用者 通勤距離に応じた月額（2，000円～66，400円）を毎月支給 駐車場等の利用者 利用料金等の価額（上限5，000円）を毎月支給 （自動車等の交通用具使用に係る手当を支給している職員に支給） 通勤手当の支給限度額は1箇月当たり150，000円
単身赴任手当	採用や異動等に伴って住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者等と別居して単身で生活することとなった職員に支給 （支給額） 職員の住居と配偶者等の住居との交通距離に応じ月額30，000円～100，000円を支給
在宅勤務等手当	住居等において在宅勤務等を中心とした働き方を3箇月以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に支給 （支給額） 月額3，000円を支給
（地域給的手当）	
地域手当	主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給 （支給額） （俸給＋俸給の特別調整額＋専門スタッフ職調整手当＋扶養手当）の月額×支給割合 級地 / 都道府県 / 都道府県の級地と異なる主な支給地域 / 支給割合 1級地 / / 東京都特別区 / 20/100 2級地 / 東京都 / 横浜市、大阪市 / 16/100 3級地 / 神奈川県 大阪府 / さいたま市、千葉市、名古屋市 / 12/100 4級地 / 愛知県 京都府 / 仙台市、静岡市、神戸市、広島市、福岡市 / 8/100 5級地 / 茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 静岡県 三重県 滋賀県 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県 / 札幌市、岡山市、高松市 / 4/100 ※制度の見直しに伴い、令和10年3月31日までの間は、人事院規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、人事院規則で定める割合となる。 また、地域手当支給地域等に6箇月を超えて勤務した職員が支給割合のより低い地域又は支給地域とされていない地域等に異動した場合、異動の日から3年間、1年目は異動の日の前日に勤務していた地域等に係る支給割合、2年目は1年目の支給割合に80/100を乗じて得た支給割合、3年目は1年目の支給割合に60/100を乗じて得た支給割合による地域手当を支給（異動保障）

手当名	内容・支給額
広域異動手当	官署間の距離等が60km以上の広域的な異動等を行った職員に対し、官署間の距離に応じ、異動等の日から3年間支給 （支給額） （俸給＋俸給の特別調整額＋専門スタッフ職調整手当＋扶養手当）の月額×支給割合 距離区分 / 300km以上 / 60km以上300km未満 支給割合 / 16/100 / 8/100 ※地域手当が支給される職員は、当該地域手当の支給割合を減じた割合
特地勤務手当 特地勤務手当に準ずる手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する官署（特地官署）に勤務する職員に支給。特地勤務手当に準ずる手当は、特地官署又はこれに準ずる官署への異動等に伴って住居を移転した職員に支給（原則3年間） ※一部の官署では、11月から翌年3月までの間に限りこれらの手当を支給 （特地勤務手当の支給額） （俸給＋扶養手当）の月額×級別区分別支給割合 級別区分 / 6級地 / 5級地 / 4級地 / 3級地 / 2級地 / 1級地 支給割合 / 25/100 / 20/100 / 16/100 / 12/100 / 8/100 / 4/100 （特地勤務手当に準ずる手当の支給額） （俸給＋扶養手当）の月額×（6%～2%）
寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員に支給（11月から翌年3月までの間に限る。） （支給額） 地域の区分及び世帯等の区分に応じた月額 地域の区分 / 世帯等の区分：世帯主である職員：扶養親族のある職員 / 世帯等の区分：世帯主である職員：その他の世帯主である職員 / 世帯等の区分：その他の職員 / 代表例 1級地 / 29，400円 / 16，200円 / 11，500円 / 旭川市、帯広市 2級地 / 26，000円 / 14，500円 / 9，800円 / 札幌市、釧路市 3級地 / 25，100円 / 14，300円 / 9，600円 / 函館市、室蘭市 4級地 / 19，800円 / 11，400円 / 8，200円 / 青森市、盛岡市
（職務の特殊性に基づく手当）	
俸給の特別調整額	管理又は監督の地位にある職員に支給 （支給額） 俸給表別、職務の級別、俸給の特別調整額の区分別に定められた額を支給 代表例 組織 / 官職 / 俸給表・級 / 区分 / 手当額 本府省 / 課長 / 行(一) 9級 / 一種 / 130，300 円 本府省 / 室長 / 行(一) 8級 / 二種 / 94，000 円 府県単位機関 / 部長 / 行(一) 6級 / 三種 / 72，700 円 管区機関 / 課長 / 行(一) 6級 / 四種 / 62，300 円 地方出先機関 / 課長 / 行(一) 4級 / 五種 / 46，300 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等によりやむを得ず週休日等又は平日深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）に勤務した場合に支給 （支給額） 俸給の特別調整額の区分等に応じ、週休日等の勤務については6，000円～18，000円（6時間を超える勤務は5割増）、平日深夜については3，000円～9，000円
特殊勤務手当	著しく危険、不快、困難等著しく特殊な勤務に従事する職員に支給 （支給額） 「【参考】特殊勤務手当の種類と支給額」を参照

国家公務員の諸手当の概要(2/2)

（時間外勤務等に対して支給する手当）

超過勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給

（支給額）

勤務１時間当たりの給与額×支給割合×勤務時間数

勤務１時間当たりの給与額（以下、休日給及び夜勤手当において同じ）

$$= \frac{\text{（俸給の月額＋俸給の月額に対する地域手当等(※)の月額）×12}}{\text{1週間当たりの勤務時間×52}}$$

（※）「地域手当等」には、広域異動手当及び研究員調整手当が含まれる
（以下、期末手当及び勤勉手当において同じ）

支給割合

勤務の区分	正規の勤務時間が割り振られた日の勤務（休日給が支給される日の勤務を除く。）	左記以外の日の勤務
支給割合	125/100	135/100

（注1）超過勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に行われる場合の支給割合は、それぞれの支給割合に25/100を加えた割合

（注2）月60時間を超えた超過勤務の支給割合は、150/100（深夜は175/100）
ただし、超勤代休時間が指定された場合は上表の支給割合

休日給

祝日法による休日等の正規の勤務時間中に勤務した職員に支給

（支給額）

勤務１時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数

夜勤手当

正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給

（支給額）

勤務１時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数

宿日直手当

宿日直勤務を行った職員に支給

（支給額）

勤務の態様に応じ、勤務１回につき５，０００円～２４，０００円を支給

（賞与等に相当する手当）

期末手当

民間における賞与等のうち一定率(額)分に相当する手当として６月１日及び12月１日に在職する職員等に支給

（支給額）

｛（俸給＋専門スタッフ職調整手当＋扶養手当）の月額＋これらに対する地域手当等の月額＋役職段階別加算額（※1）＋管理職加算額（※2）｝
×（期別支給割合）×（在職期間別割合）

（※1）｛（俸給＋専門スタッフ職調整手当）の月額＋これらに対する地域手当等の月額｝×役職段階等に応じて定められた加算割合（5%～20%）
（※2）俸給月額×管理・監督の地位に応じて定められた加算割合（10%～25%）

期別支給割合（令和8年度）

月　期	一般職員	特定管理職員（本府省課長等）	指定職職員
６月期	126.25/100	106.25/100	67.5/100
12月期	128.75/100	108.75/100	70/100

在職期間別割合

在職期間	割合
6か月	100/100
5か月以上6か月未満	80/100
3か月以上5か月未満	60/100
3か月未満	30/100

勤勉手当

民間における賞与等のうち考課査定分に相当する手当として６月１日及び12月１日に在職する職員等に勤務成績に応じて支給（任期付研究員を除く。）

（支給額）

｛（俸給＋専門スタッフ職調整手当）の月額＋これらに対する地域手当等の月額＋役職段階別加算額（※1）＋管理職加算額（※2）｝×（期間率）×（成績率）

（※1）及び（※2）は期末手当と同じ
期間率：基準日以前6か月以内の勤務期間に応じて0～100/100（14段階）の率を設定

成績率（令和8年度）

成績区分	一般職員 6月期	一般職員 12月期	特定管理職員（本府省課長等） 6月期	特定管理職員（本府省課長等） 12月期	指定職職員 6月期	指定職職員 12月期
(1)特に優秀	318.75/100以下 125.25/100以上	326.25/100以下 127.75/100以上	378.75/100以下 149.25/100以上	386.25/100以下 151.75/100以上	—	—
(2)優　秀	125.25/100未満 113.75/100以上	127.75/100未満 116.25/100以上	149.25/100未満 134.75/100以上	151.75/100未満 137.25/100以上	215/100以下 115/100以上 ※事務次官等は 107.5/100	220/100以下 117.5/100以上 ※事務次官等は 110/100
(3)良　好	102.25/100	104.75/100	122.25/100	124.75/100	101.5/100	104/100
(4)良好でない	93.75/100以下	96.25/100以下	112.75/100以下	115.25/100以下	93/100以下	95.5/100以下

（その他）

本府省業務調整手当

本府省の業務に従事する行(一)、専行、税務、公(一)、公(二)、研究又は指定職俸給表の適用職員に支給

（支給額）

俸給表及び職務の級に応じて定められた額を支給

代表例

職務段階	俸給表・級	手当額	職務段階	俸給表・級	手当額
課長	行(一) 10級	51，800円	係長	行(一) 4級	24，100円
室長	行(一) 8級	51，800円	係員	行(一) 2級	10，800円
課長補佐	行(一) 6級	49，200円			

※指定職俸給表適用職員の手当額は51,800円

第一種初任給調整手当

専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難であると認められる官職に採用された職員に一定期間支給（採用等からの年数に応じ額を逓減）

（支給額）

病院等の医師	地域に応じて	418，600円以内
本府省の医系技官等		52，600円以内
試験研究機関の研究員等		100，000円以内

第二種初任給調整手当

国家公務員としての「基礎的な給与」（俸給月額＋地域手当）が「地域別最低賃金に相当する額」を下回る職員にその差額の補填として支給

（支給額）

時給ベースで、①国家公務員としての「基礎的な給与」が、②職員が在勤する都道府県における「地域別最低賃金に相当する額」に達しない職員に対し、両者の差額を以下のとおり月給ベースに換算した額

$$\frac{\text{（②－①）×1週間当たりの勤務時間×52週}}{\text{12月}}$$

※　①の「基礎的な給与」の計算方法は以下のとおり

$$\frac{\text{（俸給月額＋俸給月額×地域手当支給割合）×12月}}{\text{1週間当たりの勤務時間×52週}}$$

（注）地域手当支給割合には、異動保障による支給割合を含まない。

専門スタッフ職調整手当

極めて高度の専門的な知識経験・識見を活用して遂行することが必要とされる業務で重要度・困難度が特に高い業務に従事することを命ぜられた専門スタッフ職3級職員に支給

（支給額）

俸給月額×10/100

研究員調整手当

科学技術に関する試験研究を行う機関のうち、研究活動の状況、研究員の採用の状況等からみて人材の確保等を図る特別の事情があると認められる機関に勤務する研究員に支給

（支給額）

（俸給＋俸給の特別調整額＋扶養手当）の月額×10/100

地域手当支給官署に勤務する職員は、10/100から地域手当の支給割合を減じた割合

【参考】 特殊勤務手当の種類と支給額

特殊勤務手当は、以下の28種類で、手当ごとに業務内容に応じた手当額が定められています。

（令和8年11月現在）

手当の名称	対　象　業　務	手　当　額（円）
高所作業手当	足場の不安定な高所で行う建設作業等	1日　200～520
坑内作業手当	トンネル、鉱山等の坑内で行う作業等	1日　450～2,600 ※
爆発物取扱等作業手当	爆発する危険性のある物を直接取り扱う作業等	1日　250～2,600
水上等作業手当	灯標上等で行う大型蓄電池及び灯具の交換作業等	1日(1回)450～3,900 ※
航空手当	航空機に搭乗して行う業務	1時間　1,200～5,100 ※
死刑執行手当	死刑を執行する作業又はこれを直接補助する作業	1回　20,000
死体処理手当	死体の収容作業等	1日　1,000～1,600 ※
防疫等作業手当	感染症に汚染されている区域で行う患者の看護等	1日　290～380 ※
有害物取扱手当	青酸ガス等を使用して行う輸出入植物のくん蒸作業等	1日　290
放射線取扱手当	エックス線等の放射線を人体に対して照射する作業等	1月　7,000
異常圧力内作業手当	潜水作業等	1時間　210～1,500 ※
狭あい箇所内等検査作業手当	船舶の検査等	1日　250～320
道路上作業手当	交通を遮断しない道路上で行う維持修繕の作業等	1日　300～450
災害応急作業等手当	災害発生時に河川の堤防等で行う応急作業等	1日　950～1,440 ※

手当の名称	対　象　業　務	手　当　額（円）
山上等作業手当	勤務環境劣悪な山上の無線中継所等で行う保守の作業等	1日　260～410
移動通信等作業手当	犯罪捜査等現場に出動して行う通信施設の設置作業等	1日　560 ※
航空管制手当	航空交通管制部等で行う航空管制業務等	1日　240～1,480
夜間特殊業務手当	深夜における通信設備の運用又は保守の業務等	1回　410～1,600
夜間看護等手当	深夜における患者の看護等	1回　1,620～7,300 ※
用地交渉等手当	公共事業に必要な土地の取得等のために行う交渉業務	1日　1,000 ※
鑑識作業手当	指紋、手口等を利用して行う犯罪鑑識等の作業	1日　450
刑務作業監督等手当	刑務官等が行う被収容者の刑務作業の監督等	1日(1回)600～1,400 ※
護衛等手当	天皇又は皇族の護衛等	1日(1回)320～2,000 ※
犯則取締等手当	国税犯則事件の調査、取締り等	1日　550～7,700 ※
極地観測等手当	南極における観測業務等	1日　1,800～4,100 ※
国際緊急援助等手当	国際緊急援助活動として行う救助業務等	1日　1,400～7,500 ※
小笠原業務手当	小笠原諸島に所在する官署における業務	1日　300～700 ※
船員作業手当	船舶等において船員として行う業務	1日　590～3,980　※

東日本大震災に係る死体処理手当及び災害応急作業等手当の特例(1日　600～40,000円　※)が設けられている。

（注）1　上記の対象業務について、種々の条件を付しており、その条件に合致する業務のみ手当の支給対象となる。
　　2　手当額の※は、別に加算措置が定められているものを示す。